

<健全化判断比率>

(単位:%)

指 標	比 率 (A)		基 準	
	令和4年度	令和3年度	早期健全化基準 (B)	財政再生基準 (C)
① 実 質 赤 字 比 率	— (△0.72)	— (△3.64)	13.91	20.00
② 連 結 実 質 赤 字 比 率	— (△25.33)	— (△26.76)	18.91	30.00
③ 実 質 公 債 費 比 率	6.6	5.7	25.0	35.0
④ 将 来 負 担 比 率	— (△51.8)	— (△38.4)	350.0	

(注) ()内の数値は算定結果であり、①、②の△は黒字を表し、④の△は実質的な負債がないことを表します。

- ①～④の比率のいずれかにおいて、(A)が(B)の基準以上である場合は、
「財政健全化計画」を策定し、これに基づいて財政の早期健全化を進めます。
- ①～③の比率のいずれかにおいて、(A)が(C)の基準以上である場合は、
「財政再生計画」を策定し、これに基づいて財政の再生を進めます。